

Ⅵ その他

１．税務証明の状況

（１）発行数

年 度 区 分	２８		２９		３０		元		２	
	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %
納税証明	1,935	96.1	1,681	86.9	1,547	92.0	1,923	124.3	1,544	80.3
課税証明	11,424	102.7	11,213	98.2	8,994	80.2	14,068	76.4	11,880	84.4
所得証明	10,906	93.2	10,936	100.3	9,426	86.2				
資産証明	4,153	94.2	4,005	96.4	3,797	94.8	3,780	99.6	4,263	112.8
課税台帳 閲覧	815	101.4	835	102.5	784	93.9	815	104.0	902	110.7
そ の 他	983	95.5	1,251	127.3	1,003	80.2	804	80.2	970	120.6
合 計	30,216	97.2	29,921	99.0	25,551	85.4	21,390	83.7	19,559	91.4

注：手数料無料扱い分を含む。

（２）手数料

年 度 区 分	２８		２９		３０		元		２	
	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %
納税証明	580,500	93.4	504,300	86.9	464,100	92.0	576,900	124.3	450,300	78.1
課税証明	3,380,700	102.6	3,324,900	98.3	2,660,700	80.0	4,051,900	75.7	3,330,500	82.2
所得証明	3,140,400	92.8	3,147,000	100.2	2,694,300	85.6				
資産証明	1,234,200	93.9	1,187,100	96.2	1,131,300	95.3	1,125,000	99.4	1,100,400	97.8
課税台帳 閲覧	227,700	94.8	250,500	110.0	235,200	93.9	244,500	104.0	247,500	101.2
そ の 他	569,500	90.7	707,300	124.2	698,900	98.8	586,400	83.9	647,000	110.3
合 計	9,133,000	96.3	9,121,100	99.9	7,884,500	86.4	6,584,700	83.5	5,775,700	87.7

２．県 民 税 徴 収 委 託 金

年 度		2 8	2 9	3 0	元	2
区 分						
納税通知書枚数 に対するもの 60円	基 数（件）	0	0	0	0	0
	委託金（円）	0	0	0	0	0
徴収金払込額に に対するもの 7%	基 数（円）	308,689	222,821	238,176	183,068	107,920
	委託金（円）	21,607	15,596	16,671	12,812	7,552
過誤納金還付額 に対するもの 按分率	基 数（円）	8,774,100	8,554,800	9,561,000	9,465,400	11,020,100
	委託金（円）	3,496,471	3,409,820	3,810,978	3,772,848	4,392,541
還付加算金に に対するもの 按分率	基 数（円）	41,700	34,100	23,400	100,100	64,900
	委託金（円）	16,615	13,589	9,325	39,898	25,866
納税義務者数に に対するもの 一人当たりの額	基 数（人）	48,512	48,749	48,978	49,369	49,237
	委託金（円）	145,536,000	146,247,000	146,934,000	148,107,000	147,711,000
配当割、譲渡割 還付額に対する もの 基数	基 数（円）	2,245,080	1,550,921	3,038,306	1,172,086	1,657,067
	委託金（円）	2,245,080	1,550,921	3,038,306	1,172,086	1,657,067
合 計	委託金（円）	151,315,773	151,236,926	153,809,280	153,104,644	153,794,026
前 年 比	（％）	100.1	99.9	101.7	99.5	100.5

年 度	2 8	2 9	3 0	元	2
特 定 按 分 率 ％	39.85	39.86	39.86	39.86	39.86
確 定 按 分 率 ％	39.850946976	39.855336293	39.854963362	39.855178037	39.857356267
納税義務者一人当たりの額 円	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(令和3年度分)

税目	賦課期日	種 類	納 税 義 務 者	課 税 標 準	申告期限	納 期
市民税	1月1日	均 等 割 個 人 所 得 割	・ 1 月 1 日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・ 1 月 1 日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・ 普通徴収 第 1 期 6月1日から6月30日まで 第 2 期 8月1日から8月31日まで 第 3 期 10月1日から11月1日まで 第 4 期 1月1日から1月31日まで ・ 給与特別徴収 年12回 (6月～5月) ・ 年金特別徴収 年6回 (偶数月)
		均 等 割 法 人 法人税割	・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・ 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による (9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土 地 家 屋 償 却 資 産	当該固定資産の所有者 免税点 土 地 3 0 万円 家 屋 2 0 万円 償却資産 1 5 0 万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 1月31日	・ 普通徴収 第 1 期 5月1日から5月31日まで 第 2 期 7月1日から7月31日まで 第 3 期 12月1日から12月25日まで 第 4 期 2月1日から3月2日まで
軽自動車税(種別割)	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	市内に定置場を有する当該軽自動車等の所有者又は使用者	総排気量、定格出力、用途、その他 軽自動車等の諸元による。	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・ 普通徴収 5月1日から5月31日まで
軽自動車税(環境性能割)	取得時	三輪以上の軽自動車	市内に定置場を有する三輪以上の軽自動車の取得者	取得価額×0～3%の税率 (R3.3.31までは自家用乗用車について1%軽減) 取得価額が50万円以下の場合は、課税されない。		申告納付
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市計画税		土 地 ・ 家 屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格 (市街化区域内の固定資産に限定課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱 泉 浴 場 へ の入湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額 （令和３年度分）

種 類	控 除 額		
雑損控除	次のいずれが多い金額 ① （損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×１／１０） ② （災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－５万円	障害者控除	○障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族１人につき…… ……………26万円 （特別障害者については……………30万円） ○控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合……………53万円
医療費控除	【原則】前年中に医療費を支払った場合 （支払った医療費－保険等により補てんされる金額）－ （総所得金額等の５％又は１０万円のいずれか少ない方の金額）※限度額200万円 【特例】前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合 支払った購入費－12,000円……………※限度額88,000円 ※【原則】と【特例】は、どちらか一方の選択制。	寡婦控除	納税義務者が寡婦であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………26万円
社会保険料控除	支払った額	ひとり親控除	納税義務者がひとり親であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………30万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には……………26万円
生命保険料控除	（１） 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 ①【新契約のみ】H24年1月1日以降の契約 支払った保険料が ア、12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、12,000円を超え32,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×１／2＋6,000円 ウ、32,000円を超え56,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×１／4＋14,000円 エ、56,000円を超える場合 ……………28,000円 ②【旧契約のみ】H23年12月31日以前の契約 支払った保険料が ア、15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、15,000円を超え40,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×１／2＋7,500円 ウ、40,000円を超え70,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×１／4＋17,500円 エ、70,000円を超える場合 ……………35,000円 ※①新契約と②旧契約の両方の控除の適用を受ける場合 ……………①と②の合計（控除適用限度額は28,000円） （２）前年中に支払った保険料が個人年金保険の場合 （１）を参照 （３）前年中に支払った保険料が介護医療保険の場合 （１）①を参照 ※(1)と(2)と(3)の全体の控除適用限度額は70,000円	配偶者控除	○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 控除対象配偶者……………33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………38万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 控除対象配偶者……………22万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………26万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 控除対象配偶者……………11万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………13万円 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
地震保険料控除	（１）支払った地震保険料の2分の1（限度額25,000円） （２）支払った長期損害保険料（H18以前締結）が ア、5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、5,000円を超え15,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×１／2＋2,500円 ウ、15,000円を超える場合……………10,000円 ※(1)と(2)の全体の控除適用限度額は25,000円	配偶者特別控除	①納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 ア、配偶者の前年の合計所得金額が90万円以下である場合…………33万円 イ、配偶者の前年の合計所得金額が90万円超120万円である場合 ……………38万円－（合計所得金額－83万円） （注）（ ）内の金額は、（ ）内の計算で求めた金額が5万円の整数倍 の金額から3万円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない 5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額のうち最も多い金額。 ウ、配偶者の前年の合計所得金額が120万円超123万円以下の場合 ……………3万円 ②納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額の3分の2の金額を控除する。 ③納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額の3分の1の金額を控除する。 （注）②③で求めた金額に1万円未満の端数があるときは、切り上げた金額。 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
		扶養控除	○控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう）１人につき……………33万円 ただし、控除対象扶養親族が19～22歳の場合……………45万円 70歳以上の場合……………38万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族１人につき…… ……………45万円
		基礎控除	○前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合……………43万円 ○前年の合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下の場合 ……………29万円 ○前年の合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下の場合 ……………15万円

4. 大牟田市税率表

年 度				42	43	44	45	46			
税 目											
市 民 税	個 人	均等割	県	100円	100	100	100	100			
			市	400円	400	400	400	400			
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左			
			市								
	法	均 等 割		42. 6. 1以後に終了 する事業年度から	同左	同左	同左	同左			
	人	税	割	1号4,000円	10.7 100	10.7 100	10.7 100	10.7 100			
				2号2,000円							
				標準					標準	標準	標準
				税率					税率	税率	税率
固 定 資 産 税				1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100			
				1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100			
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	500円	月割廃止 500	500	500	500	500			
		9 0 C C	800	" 800	800	800	800				
		1 2 5 C C	1,000	" 1,000	1,000	1,000	1,000				
	軽 自 動 車	二 輪	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500			
		三 輪	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000				
		四 輪 貨 物 (自)									
		" (営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500				
		四輪乗用 (自)									
		" (営)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500				
	農 耕 作 業 用	1,000	月割廃止1,000	1,000	1,000	1,000					
		小 型 特 殊 (そ の 他)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000				
		二 輪 の 小 型	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500				
市 た ば こ 消 費 税				18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100			
電 気 ガ ス 税		電気税	7 100	7 100	7 100	7 100	7 100				
		ガス税									
鉱 産 税				1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100			
				標準	標準	標準	標準	標準			
				1 100	1 100	1 100	1 100	1 100			
特別土地 保 有 税	土 地 に 対 し て		-	-	-	-	-				
	課 す る も の										
				-	-	-	-	-			
				-	-	-	-	-			
都 市 計 画 税				-	-	-	-	-			

税 目 \ 年 度				47	48	49	50	51
市 民 税	個 人	均等割	県	100	100	100	100	300
			市	400	400	400	400	1,200
		所得割	県	標準税率	同左	同左 (税法改正)	同左	同左
			市					
	法 人	均 等 割	1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号 7,200円	
		税 割	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	49.5.1以後に終了 する事業年度から	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	
	標準税率	$\frac{9.1}{100}$	$\frac{9.1}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	
		100	100	100	100	100		
	固 定 資 産 税	標準税率	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	
			100	100	100	100	100	
$\frac{1.4}{100}$			$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$		
100			100	100	100	100		
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	500	500	500	500	650	
		90CC	800	800	800	800	1,000	
		125CC	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300	
	二 輪	二 輪	1,500	1,500	1,500	1,500	月割廃止 2,000	
		三 輪	2,000	2,000	2,000	2,000	〃 2,600	
		四輪貨物 (自)					3,300	
		〃 (営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,900	
		四輪乗用 (自)					5,900	
		〃 (営)	4,500	4,500	4,500	4,500	5,200	
		農 耕 作 業 用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300	
	小 型 特 殊 (そ の 他)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,900		
		二 輪 の 小 型	2,500	2,500	2,500	2,500	3,300	
		市 た ば こ 消 費 税			$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
電 気 ガ ス 税	電気税 ガス税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	10月 $\frac{6}{100}$ 50年 $\frac{5}{100}$ より 1月より	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		
		$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	10月 $\frac{3}{100}$ 50年 $\frac{4}{100}$ より 1月より	6月 $\frac{3}{100}$ より	52年 $\frac{2}{100}$ 1月より		
鉱 産 税	標準税率	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$		
		$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$		
特 別 土 地 保 有 税	土 地 に 対 し て 課 す る も の		-	-	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	
	土 地 の 取 得 に 対 し て 課 す る も の		-	-	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	
都 市 計 画 税				-	-	-	-	-

52	53	54	55	56
300 1,200	300 1,200	300 1,200	500 1,500	500 1,500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号 8,000円	53. 4. 1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号 8,000円 3号 80,000円	同左	同左	同左
<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	7月31日 <u>14.5</u> <u>14.7</u> まで 100 100
<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	8月1日 <u>12.1</u> <u>12.3</u> 以降 100 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
650	650	700	700	700
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900
5,900	5,900	5,900	6,500	" 6,500
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650
<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
-	-	-	<u>0.05</u> 100	<u>0.1</u> 100
			制 限 税 率 <u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

年 度				57	58	59
税 目						
市 民 税	個 人	均等割	県 市	500 1,500	500 1,500	500 1,500
		所得割	県 市	標準税率	同左	同左
	法 人	均 等 割		1号800,000円 2号400,000円 3号 80,000円 4号 24,000円 5号 8,000円	58. 4. 1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59. 4. 1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号 400,000円 6号 40,000円
		税 割		$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
		標準税率		$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
	固 定 資 産 税			$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
		標準税率		$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
	軽 自 動 車 税	原	5 0 C C	700	700	1,000
		付	9 0 C C	1,100	1,100	1,200
			1 2 5 C C	1,450	1,450	1,600
		軽	二 輪	2,200	2,200	2,400
			三 輪	2,850	2,850	3,100
		自	四輪貨物 (自)	3,650	3,650	4,000
			〃 (営)	2,900	2,900	3,000
		自	四輪乗用 (自)	6,500	6,500	7,200
			〃 (営)	5,200	5,200	5,500
		農 耕 作 業 用		1,450	1,450	1,600
市 た ば こ 消 費 税	市 た ば こ 消 費 税			$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
	電 気 ガ ス 税	電気税		$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
		ガス税		$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$
	鉱 産 税			$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
		標準税率		$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
	特別土地 保有税	土地に対して課するもの		$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
		土地の取得に対して課するもの		$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
	都 市 計 画 税			$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
		制限税率		$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59.4.1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
$\frac{18.1}{100}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 (4月まで) 5月以降特例 $\frac{350}{1,100}$ $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	3月まで $\frac{14.3}{100}$ 4月から $\frac{1.997}{1,000}$ 従価割 従量割 従量割 特例 " 旧3級品 $\frac{640}{1,000}$ $\frac{948}{1,000}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	平成元年 4月1日廃止
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 \ 年 度				2	3	4	5	6
市 民 税	個 人	均等割	県 市	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000
		所得割	県 市	標準税率	同左	同左	同左	同左
	法 人	均 等 割		1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号 400千円 4号 150千円 5号 120千円 6号 40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円
		税 割		$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
		標準 税率	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	
	固 定 資 産 税			$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
		標準 税率	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	
	軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000
			90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
			125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
ミ ニ カ ー			2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
軽 自 動 車		二 輪	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
		三 輪	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
		四輪貨物(自)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
		" (営)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
自 動 車		四輪乗用(自)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
		" (営)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
		農 耕 作 業 用	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
		小型特殊(その他)	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	
二 輪 の 小 型		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
市 た ば こ 税 ※63年度までは 市たばこ消費税			従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	
鉬 産 税			$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	
	標準 税率	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$		
特別土地 保有税	土地に対して 課するもの	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$		
	土地の取得に 対して課するもの	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$		
都 市 計 画 税			$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	
	制限 税率	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$		

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 $\frac{1,997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1,997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{2,434}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{1,155}{1,000}$	従量割 $\frac{2,434}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{1,155}{1,000}$	4月まで $\frac{2,434}{1,000}$ 従量割 " 旧3級品 $\frac{1,155}{1,000}$ 5月から $\frac{2,668}{1,000}$ 従量割 " 旧3級品 $\frac{1,266}{1,000}$
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	平成10年 4月1日廃止	
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$		
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 \ 年 度				12	13	14	15
市 民 税	個 人	均等割	県	1,000	1,000	1,000	1,000
			市	2,500	2,500	2,500	2,500
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左
			市				
	法 人	均 等 割	1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円		同左	同左	同左
		税 割	14.7	14.7	14.7	14.7	
			100	100	100	100	
			12.3	12.3	12.3	12.3	
			100	100	100	100	
固 定 資 産 税				1.6	1.6	1.6	1.6
				100	100	100	100
				1.4	1.4	1.4	1.4
				100	100	100	100
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,000	1,000	1,000	1,000	
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	
	軽 自 動 車	二 輪	2,400	2,400	2,400	2,400	
		三 輪	3,100	3,100	3,100	3,100	
		四輪貨物（自）	4,000	4,000	4,000	4,000	
		〃（営）	3,000	3,000	3,000	3,000	
	自 動 車	四輪乗用（自）	7,200	7,200	7,200	7,200	
		〃（営）	5,500	5,500	5,500	5,500	
		農 耕 作 業 用	1,600	1,600	1,600	1,600	
		小型特殊（その他）	4,700	4,700	4,700	4,700	
	二 輪 の 小 型		4,000	4,000	4,000	4,000	
	市 た ば こ 税				従量割 2.668 1,000	従量割 2.668 1,000	従量割 2.668 1,000
〃 旧3級品 1.266					〃 旧3級品 1.266	〃 旧3級品 1.266	〃 旧3級品 1.266 1.412
1,000					1,000	1,000	1,000 1,000
特 別 土 地 保 有 税	土地に対して課するもの		1.4 100	1.4 100	1.4 100	平成15年度から新たな課税は停止	
	土地の取得に対して課するもの		3 100	3 100	3 100		
都 市 計 画 税				0.1 100	0.1 100	0.1 100	0.1 100
				制限税率	0.3 100	0.3 100	0.3 100
入 湯 税				-	-	-	-
				標準税率			

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20. 4. 1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号1,750千円 4号 150千円 9号3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 <u>2,977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> 1,000	従量割 <u>2,977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> 1,000	6月まで <u>2,977</u> 7月から <u>3,298</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> <u>1,564</u> 1,000 1,000	従量割 <u>3,298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,564</u> 1,000	従量割 <u>3,298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,564</u> 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150

税 目 \ 年 度				21	22	23
市 民 税	個人	均等割	県	1,500	1,500	1,500
			市	3,000	3,000	3,000
		所得割	県	標準税率	同左	同左
	市					
	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円	同左			
	人	税 割		<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
			標準	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
			税率			
	固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
				標準	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
税率						
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	1,200	1,200	1,200	
		9 0 C C	1,400	1,400	1,400	
		1 2 5 C C	1,900	1,900	1,900	
		ミ ニ カ ー	3,000	3,000	3,000	
	軽 自 動 車	二 輪	2,800	2,800	2,800	
		三 輪	3,700	3,700	3,700	
		四輪貨物（自）	4,800	4,800	4,800	
		〃（営）	3,600	3,600	3,600	
		四輪乗用（自）	8,600	8,600	8,600	
		〃（営）	6,600	6,600	6,600	
	農 耕 作 業 用	1,900	1,900	1,900		
		小型特殊（その他）	5,600	5,600	5,600	
		二 輪 の 小 型	4,800	4,800	4,800	
市 た ば こ 税			従量割 3,298 1,000	9月まで 3,298 10月から 4,618 従量割 1,000 従量割 1,000	従量割 4,618 1,000	
			〃 旧3級品 1,564	〃 旧3級品 〃 旧3級品 1,564 2,190	〃 旧3級品 2,190	
			1,000	1,000 1,000	1,000	
都 市 計 画 税			<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	
			制限	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
			税率			
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	
			標準 税率	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

24	25	26	27
1,500 3,000	1,500 3,000	2,000 3,500	2,000 3,500
同左	同左	同左	同左
H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	9月30日 <u>14.7</u> <u>12.1</u> まで 100 100	<u>12.1</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	10月1日 <u>12.3</u> <u>9.7</u> 以降 100 100	<u>9.7</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100 27.4.1初年登録 3,900
4,000	4,000	4,000	4,000 27.4.1初年登録 5,000
3,000	3,000	3,000	3,000 27.4.1初年登録 3,800
7,200	7,200	7,200	7,200 27.4.1初年登録 10,800
5,500	5,500	5,500	5,500 27.4.1初年登録 6,900
1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 4,618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	3月まで 4,618 4月から 5,262 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 " 旧3級品 2,190 2,495 1,000 1,000	従量割 5,262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000	従量割 5,262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

税 目 \ 年 度				28				29			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000			
			市	3,500				3,500			
		所得割	県	標準税率				標準税率			
			市								
	法 人	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				
			税 割	<u>12.1</u> 100				<u>12.1</u> 100			
		標準 税率		<u>9.7</u> 100				<u>9.7</u> 100			
			固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100				<u>1.6</u> 100	
	<u>1.4</u> 100					<u>1.4</u> 100					
	軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	2,000				2,000			
9 0 C C			2,000				2,000				
1 2 5 C C			2,400				2,400				
ミニカー			3,700				3,700				
自 動 車		二 輪	3,600				3,600				
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600			
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000			
		四輪貨物（自）	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800			
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500			
		〃（営）	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
		初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900			
		自 四輪乗用（自）	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
		初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200			
		〃（営）	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
農 耕 作 業 用		2,400				2,400					
小型特殊（その他）		5,900				5,900					
二 輪 の 小 型		6,000				6,000					
市 た ば こ 税			従量割	<u>5,262</u> 1,000			従量割	<u>5,262</u> 1,000			
			〃	旧3級品			〃	旧3級品			
			<u>2,925</u> 1,000			<u>3,355</u> 1,000					
都 市 計 画 税			<u>0.1</u> 100			<u>0.1</u> 100					
			制限 税率	<u>0.3</u> 100			<u>0.3</u> 100				
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70					
			標準 税率	1人1日につき 150			1人1日につき 150				

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が27年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が28年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税 目 \ 年 度				30				元			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000			
			市	3,500				3,500			
	所得割	県	標準税率				標準税率				
		市									
	法 人	均 等 割	H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から				H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から				
			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				
税 人	税 割	標準税率	<u>12.1</u> 100				<u>12.1</u> 100				
			<u>9.7</u> 100				<u>8.4</u> 100				
			<u>9.7</u> 100				<u>6.0</u> 100				
固 定 資 産 税			標準税率	<u>1.6</u> 100				<u>1.6</u> 100			
				<u>1.4</u> 100				<u>1.4</u> 100			
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	2,000				2,000				
		9 0 C C	2,000				2,000				
		1 2 5 C C	2,400				2,400				
		ミニカー	3,700				3,700				
	自 軽	二 輪	3,600				3,600				
		初年登録	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600			
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
		初年登録	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000			
		四輪貨物（自）	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800			
		初年登録	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500			
		〃（営）	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
		初年登録	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900			
		自 四輪乗用（自）	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
		初年登録	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200			
	〃（営）	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200				
	税	農 耕 作 業 用	2,400				2,400				
		小型特殊（その他）	5,900				5,900				
		二 輪 の 小 型	6,000				6,000				
市 た ば こ 税			従量割 5.262 (H30. 9. 30まで) 5.692 (H30. 10. 1から) 〃 旧3級品 4.000 1,000				従量割 5.692 (H30. 10. 1から) 旧3級品について 〃 旧3級品 4.000 (H30. 4. 1から) 5.692 (R元. 10. 1から) 1,000 1,000				
都 市 計 画 税			制限税率	<u>0.1</u> 100				<u>0.1</u> 100			
				<u>0.3</u> 100				<u>0.3</u> 100			
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				
			標準税率	1人1日につき 150				1人1日につき 150			

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が29年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 ＋30％達成、貨物H27燃費基準＋35％達成
 (3) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成＋10％達成、貨物H27燃費基準＋15％達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が30年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 ＋30％達成、貨物H27燃費基準＋35％達成
 (3) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成＋10％達成、貨物H27燃費基準＋15％達成

※軽自動車税に環境性能割が新設されたことに伴い、
 従来の軽自動車税が軽自動車税種別割と環境性能割に
 区分される。（R元. 10. 1～）

税 目 \ 年 度				2				3			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000			
			市	3,500				3,500			
	法 人	所得割	県	標準税率				標準税率			
			市	標準税率				標準税率			
		税 人	均 等 割	H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円			
				税 割	$\frac{8.4}{100}$				$\frac{8.4}{100}$		
標準税率	$\frac{6.0}{100}$				$\frac{6.0}{100}$						
	固定資産税			$\frac{1.6}{100}$				$\frac{1.6}{100}$			
$\frac{1.4}{100}$				$\frac{1.4}{100}$							
軽自動車税（種別割）	原 付	5 0 C C	2,000				2,000				
		9 0 C C	2,000				2,000				
		1 2 5 C C	2,400				2,400				
		ミニカー	3,700				3,700				
	軽 自動車	二 輪	3,600				3,600				
		初年登録	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600			
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
		初年登録	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000			
		四輪貨物（自）	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800			
		初年登録	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500			
		"（営）	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
		初年登録	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900			
		自 四輪乗用（自）	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
		初年登録	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200			
	"（営）	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200				
	農 耕 作 業 用		2,400				2,400				
	小型特殊（その他）		5,900				5,900				
	二 輪 の 小 型		6,000				6,000				
軽自動車税（環境性能割）			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率（0～2%） 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率（0～2%） ※R3. 3. 31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率（0～2%） 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率（0～2%） ※R3. 12. 31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減				
市 た ば こ 税			R2. 10. 1～ 従量割 $\frac{5,692}{1,000}$ $\frac{6,122}{1,000}$				R3. 10. 1～ 従量割 $\frac{6,122}{1,000}$ $\frac{6,552}{1,000}$				
都 市 計 画 税			$\frac{0.1}{100}$				$\frac{0.1}{100}$				
			$\frac{0.3}{100}$				$\frac{0.3}{100}$				
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				
			1人1日につき 150				1人1日につき 150				

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1)初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
(2)初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3)初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1)初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
(2)初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3)初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

○市民税、個人所得割の税率表

３年度 ～ ６年度		７ 年 度 ～ ８ 年 度		９年度 ～ １０年度		１１年度 ～ １８年度		１９年度 ～	
区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一 律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○法人市民税均等割の税率表

５３ 年 度 ～ ５７ 年 度			５８ 年 度			５９ 年 度 ～ ５ 年 度			６ 年 度 ～ １９ 年 度		
区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率
資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数	
（１号） ５０億円超	100人超	800	（１号）50億円超	50人超	1,200	（１号）50億円超	50人超	3,000	（１号）50億円超	50人超	3,000
（２号） １０億円超 ～５０億円以下	100人超	400	（２号）10億円超 ～50億円以下	50人超	700	（２号）10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	（２号）10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
（３号） １０億円超 １億円超 ～１０億円以下	100人以下 100人超	80	（３号）10億円超 １億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	160	（３号）10億円超 １億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	400	（３号）10億円超 （４号） １億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	410 400
（４号） １億円超 ～１０億円以下 １千万円超 ～１億円以下	100人以下 —	24	（４号） １億円超 ～10億円以下 １千万円超 ～ １億円以下	50人以下 50人超	60	（４号） １億円超 ～10億円以下 １千万円超 ～ １億円以下	50人以下 50人超	150	（５号） １億円超 ～10億円以下 （６号）1千万円超 ～ １億円以下	50人以下 50人超	160 150
（５号） 前各号以外	—	8	（５号）1千万円超 ～ １億円以下 １千万円以下	50人超 50人以下	48	（５号）1千万円超 ～ １億円以下 １千万円以下	50人以下 50人超	120	（７号）1千万円超 ～ １億円以下 （８号）1千万円以下	50人以下 50人超	130 120
			（６号）前各号以外	—	16	（６号）前各号以外	—	40	（９号） 前各号以外	—	50

２０ 年 度			２１ 年 度 ～		
区 分		税 率	区 分		税 率
資本金等の金額	従業員数		資本金等の金額	従業員数	
（１号）次の各号以外	—	50	（１号）次の各号以外	—	50
（２号）1千万円以下	50人超	120	（２号）1千万円以下	50人超	144
（３号）1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	（３号）1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
（４号）1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	（４号）1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
（５号）1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	（５号）1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
（６号）1億円超 ～10億円以下	50人超	400	（６号）1億円超 ～10億円以下	50人超	480
（７号）10億円超	50人以下	410	（７号）10億円超	50人以下	492
（８号）10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	（８号）10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
（９号）50億円超	50人超	3,000	（９号）50億円超	50人超	3,600

5. 税 務 機 構 一 覧

課 名	担当名	課 長	副 課 長	主 査	職 員	再 任 用	計	事 務 分 掌
税 務 課	市 民 税	1	1	2	7	1		1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関すること。 2. 固定資産の評価に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 市税に係る諸証明に関すること。
	諸 税			1	3	1		
	土 地			1	4			
	家 屋			1	4	1		
	家屋・償却			1	2			
	計	1	1	5	20	3	30	
納 税 課	徴収第一	1		1	4	1		1. 市税並びにこれに付帯する延滞金の徴収に関すること。 2. 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 納税の督促に関すること。 4. 市税の滞納処分及びその執行停止に関すること。 5. 市税の不納欠損処分に関すること。 6. 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
	徴収第二			1	5			
	整 理			1	2			
	収納管理			1	2			
	計	1		4	13	1	19	
総 計		2	1	9	33	4	49	

基準日 令和3年8月1日

主 査 欄 は副課長兼務を表す

市 民 部	市 民 生 活 課
	市 民 課
	保 険 年 金 課
	税 務 課
	納 税 課